

ものづくり研究開発センター設備を使用する場合の機器操作技術指導

(平成 30 年 4 月 1 日施行)

下記の高度な操作技術が必要で取扱いが容易でない設備につきましては、設備利用にあわせて産業技術研究開発センター職員による個別指導を受けることができます。この場合、設備使用料とは別に「機器操作技術指導料」が必要となります。

利用時間：原則 9 時～16 時までです。

工作機械器具

()内は県外申請者

種別	単位	金額
超精密切削加工機	一台につき 1 時間	4,060 円 (6,090 円)
マシニングセンター		
精密フライス加工機		
複合化成形サーボプレス機		4,060 円

繊維加工機械

()内は県外申請者

種別	単位	金額
エレクトロスピンニング装置	一台につき 1 時間	4,060 円 (6,090 円)

コンピューター

()内は県外申請者

種別	単位	金額
3D CAD システム	一台につき 1 時間	4,060 円 (6,090 円)

その他の機械器具

()内は県外申請者

種別	単位	金額
電界放出形走査電子顕微鏡	1 台につき 1 時間	4,060 円 (6,090 円)
透過型電子顕微鏡		
大型エックス線 CT		
ナノフォーカスエックス線 CT		
製品残留応力評価試験機		
フェーズドアレイ超音波探傷試験機		
TEM 用試料作製装置		
イオンミリング装置		
イメージングラマン分光分析装置		
可搬レーザ 3D スキャナー		
イミュニティ試験システム		
エミッション測定システム		
ナノインプリンティング装置		
集束イオンビーム加工機		
二次元摩擦攪拌接合装置		
積層造形装置		
3D プリンター用樹脂粉末作製装置		
金属積層造形システム		
ファイバーレーザ高速微細加工装置		
ファイバーレーザ加工機	4,060 円	